

2018 年度日本アーカイブズ学会大会企画研究会「アーカイブズとアカウンタビリティ」

趣旨説明

日本アーカイブズ学会研究部会

アカウンタビリティ (accountability) は、「企業・行政などが自らの諸活動について利害関係者に説明する責務。説明責任」(『広辞苑』第七版) を意味する用語であり、2 千ゼロ年代に日本に普及した。アカウンタビリティを果たそうとする者は、単に説明する (アカウントする) のではなく、証拠に基づいてアカウントしなければならず、その証拠として最も重要なのが記録・アーカイブズである。国・地方を問わず、行政文書の不適切な取り扱いをめぐり、アカウンタビリティを実現する仕組みとしての公文書管理と情報公開の問題が問われ続けている。

こうした問題意識を受けて、本企画研究会では、「アーカイブズとアカウンタビリティ」と題して、アーカイブズをとりまくアカウンタビリティに関する問題について、記録管理の領域も対象としながら、次の 3 点から考えてみたい。

まず、行政の記録管理とアカウンタビリティの問題について、川島真氏に、外交文書を事例に、行政実務を担う官僚にとっての文書取り扱い (保存、廃棄、公開) や、パブリック・ディプロマシーの意義について、日本と共に、他のアジア諸国の状況を論じていただく。

次に、政府・自治体の情報公開とアカウンタビリティの問題について、古賀崇氏に、オープンデータなどの政府情報の多様化に即し、「遡及的検証の保障のしくみ」としての情報公開の位置づけや、アーカイブズ・図書館といった「情報ストック機関」の役割などを論じていただき、アーカイブズと情報公開・アカウンタビリティとの接点を探る。

最後に、アーカイブズ学とアカウンタビリティの問題について、大木悠佑氏に、オーストラリアとニュージーランドの公記録法及び日本の公文書管理法を素材に、適切なアカウンタビリティを支える公文書管理制度と、それを機能させるために、アーカイブズ機関が担う記録管理における役割について、法律を含めた制度的な点から、その運用方法や枠組みを検討していただく。

上記の 3 本の報告と、ファシリテーターの平野泉氏により進められる討議により、日本の記録・アーカイブズ管理及び、アーカイブズ学におけるアカウンタビリティの位置付けが明確になり、公文書管理のよりよいあり方を考える一助になることを期待したい。

(文責：富善一敏)